

佐賀県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 解除に係る保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲二七六六、甲二七六八の一九、甲二七六八の二〇、甲二七六八の二四から甲二七六八の二七まで、甲二七六八の二九、甲二七六八の三〇、甲二七六八の三三、甲二七六八の五九

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 解除の理由

公園用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲二七六六、甲二七六八の一九、甲二七六八の二〇、甲二七六八の二四から甲二七六八の二七まで、甲二七六八の二九、甲二七六八の三〇、甲二七六八の三三、甲二七六八の五九

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 解除の理由

公園用地とするため